

# 神戸大学【教職課程ハンドブック】

## 教育職員免許状取得ガイド

2005（平成17）年度入学者用

神戸大学 教職課程専門委員会

## 【 目 次 】

|  |    |
|--|----|
| はじめに                                     | 1  |
| 教育実習の諸手続                                 | 2  |
| 1 教育実習の受講資格                              |    |
| 2 教育実習全体スケジュール                           |    |
| 3 教育実習申込み時の注意、その他                        |    |
| 教育実習事前・事後指導について                          | 4  |
| 1 事前指導スケジュール                             |    |
| 2 事後指導スケジュール                             |    |
| 3 事前・事後指導の欠席について                         |    |
| 教育実習先での一般的注意事項                           | 6  |
| 1 実習日誌について                               |    |
| 2 日誌の内容と提出等について                          |    |
| 3 教育実習校に持参するもの                           |    |
| 4 実習経費（謝礼金）について                          |    |
| 5 研究授業の大学教員の訪問について                       |    |
| 6 教育実習による授業の欠席について                       |    |
| 7 実習取り消しについて                             |    |
| 取得可能免許状及び単位数                             | 8  |
| 表 1 関係学部・学科等で取得可能な教育職員免許状の種類及び免許教科       |    |
| 表 2 基礎資格及び最低必要単位数                        |    |
| 表 3 教職に関する科目及び単位                         |    |
| 表 4 文部科学省令で定める科目（教育職員免許法施行規則第 6 6 条の 6 ） |    |
| 編入学生の教職課程の履修について                         | 12 |
| 介護等体験について                                | 13 |
| 1 「介護等体験」とは                              |    |
| 2 介護等体験実施の全体スケジュール                       |    |
| 3 注意事項                                   |    |
| 教育職員免許状申請手続きについて                         | 15 |
| 問い合わせ一覧                                  | 16 |

## はじめに

小学校，中学校，高等学校および養護学校の教員になろうとする人は，「教育職員免許状」を有していなければなりません。そして「教育職員免許状」を取得するためには，皆さんが所属する学部の授業科目の履修とは別に，本学の教職課程を履修しなければなりません。

この【教職課程ハンドブック】は，その教職課程の履修について書いた手引き書です。常に手元に置いて役立ててください。とくに教育実習に関する事柄には，面倒な手続きや細かい注意事項がたくさんありますから，事前によく読んでおいてください。

さて皆さんの中には，「どうしても教員になりたい」という人もいれば，「将来教員になるかどうか分からないけど免許状だけは取っておこう」という人もいるでしょう。教職課程を皆さんがどのような動機から履修されるのかは分かりませんが，皆さんが所属している学部の授業と同様に，あるいはそれ以上に真剣に履修していただきたいと思っています。なぜなら，教職課程で学んだ事柄は，皆さんが教育実習で教壇に立った時に，子どもという第三者から嫌でも評価されることになるからです。学部の授業は，自らのために学ぶ側面が多分に大きいように思いますが，教職課程は，そうではなく子どもたちに教えるために学ぶということが学習の中心になります。この点を十分踏まえておいてください。

最後に皆さんにお願いがあります。この手引き書は今年度初めて作られました。実際に皆さんが使ってみて，使い勝手が悪かったり，不便を感じたりすることがあるかもしれません。そう言う場合は，後に続く後輩たちのために，是非ご意見を学生センター（学務部学務課教務係）までお寄せください。

## 教育実習の諸手続

### 1 教育実習の受講資格

本学の教育実習を受講するには、次の条件を満たしている者に限る。

(ア) 原則として、学部学生4年次とする。(申込時は3年次)

(イ) 中学校教諭一種免許状修得の場合

教科に関する科目(12単位以上)及び

教職に関する科目(18単位以上)

高等学校教諭一種免許状取得の場合

教科に関する科目(12単位以上)及び

教職に関する科目(13単位以上)

**これらの科目(単位)を教育実習までに修得できる者。**

(ウ) 卒業後、教職に就くことを強く志望している者。

(エ) 教育実習事前・事後指導を必ず受講できる者。

(オ) 発達科学部の学生は、附属で実習を受けられない高校免許のみ取得希望の者で発達科学部教務係で認められた者。

### 2 教育実習全体スケジュール

| 3年次   |  |
|---|--|
| 5月初旬  | 教育実習履修希望者に申込み説明会を行い、「教育実習申込希望調書」を配布。(昼休みに実施予定。詳細については、掲示する。)   |
| 5月頃～<br>実習予定校へ申込み連絡<br><br>学生センターに希望調書提出<br><br>学生センターで内諾依頼書を交付 | 履修希望者は、実習予定校に「来年度、教育実習を受けさせて欲しい」という意志を伝え、「 <b>実習予定校への訪問</b> 」の <b>アポイントメント(*1)</b> をとる。 <b>訪問日が決まらなくても、受け入れが可能であることを確認する。(*2)</b><br>実習予定校に受け入れが可能の返事をもらえれば「教育実習申込希望調書」を学生センター(学務課教務係)に提出する。<br>実習予定校へ訪問日の1週間前に次の ~ の書類を交付するので、学生センター(学務課教務係)まで取りに来ること。<br>教育実習内諾依頼書<br>教育実習内諾書<br>返信用封筒 返信用封筒に貼る80円切手を各自用意しておくこと。<br><b>「教育実習申込希望調書」を7月末までに提出すること。期限までに提出しない者は、教育実習を受ける意志がない者として取り扱う。</b> |
| 実習予定校へ訪問<br>内諾依頼書持参し、挨拶   | 実習予定校に訪問し、交付した内諾依頼書等を渡す。<br>内諾書は、後日返信用封筒にて大学へ送付してもらうこと。<br>訪問後、内諾書の内容を学生センター(学務課教務係)へ確認に来ること。  |
| 3月  | 実習校及び教育実習日程を学生センター(学務課教務係)及び各学部に掲示する。  |

| 4年次        |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 4月         | <b>教育実習事前指導</b> （全員出席） 全20時間    |
| 5月～7月      | 前期 教育実習実施 時期は実習校によって異なる。        |
| 8月（夏季休業中）  | <b>教育実習事後指導</b> （前期実習終了者を対象） 1日 |
| 8月～10月     | 後期 教育実習実施 時期は実習校によって異なる。        |
| 12月（冬季休業中） | <b>教育実習事後指導</b> （後期実習終了者を対象） 1日 |

**( \* 1 ) ・ 「実習予定校への訪問」のアポイント確認事項**

- \* 実習予定校（基本的に母校）へ来年度教育実習の受け入れの諾否を電話で確認すること。  
また学校によっては締め切りがあるので5月頃には連絡し、確認しておくこと。
- \* 来年度の受け入れが可能か、実習予定時期、何日間の受け入れしていただけるか。  
（実習期間については、以下の申込み時の注意、その他で確認のこと。）
- \* 内諾依頼書を持参し、訪問する時期のアポイントを取る。又は、申込み締め切り日を確認。
- \* 発達科学部の学生は、実習時、最終学年でない場合の受け入れは可能かどうか。

**( \* 2 ) ・ 受け入れの諾否が審査・面接によって決定が遅いような学校については、その旨を希望調書に記入し、学生センター（学務課教務係）に提出すること。決定すれば、すぐに知らせること。**

また、審査の結果、受け入れ不可の場合もあるので、別校種学校での申込みも視野に入れて申込期限を事前に確認しておく。学生センターにも連絡すること。

### 3 教育実習申込み時の注意、その他

(カ) 教育実習期間は、基本的に中学校免許取得4週間～3週間（20日間～15日間）、高校免許取得2週間（10日間）実習を行ってもらえること。

(キ) 高等学校免許状を取得しようとする場合、中学校でも実習を行うこともできる。また、中学校免許状を取得しようとする場合も、高等学校で実習を行うことができるが、4週間～3週間（20日間～15日間）の実習期間が必要になるので、実習校に確認の上、希望調書を提出すること。

(ク) 出身学校に申込みをしたが、既に定員数をオーバーや審査結果で受け入れ不可となった場合は、別校種学校への変更をするか又は近隣の同校種学校を各自で探さなければならない。

(ケ) 神戸市立中学校、京都市立中・高等学校へは、大学から教育委員会を通じて申込みをするため、直接、学校へ問い合わせはしないで、まず学生センター（学務課教務係）に申し込むこと。（神戸市立高校については、他の学校と同様の手続きをする。）

(コ) 教育実習申込みは、各自が自発的に動くことが多いので掲示等によく目を通し、気になることがあれば学生センター（学務課教務係）に問い合わせること。

(サ) 申込み後、記入した連絡先(特に携帯電話)が変更になった場合、学生センター(学務課教務係)に必ず知らせること。

(シ) 3～4年次で海外留学等を予定している場合は、早い段階で学生センター(学務課教務係)へ相談に来ること。

## 教育実習事前・事後指導について

対象：教育実習に参加する全学生(前年度、教育実習申込みをした者。)

実施時期：事前指導・・・4月中旬～全20時間

事後指導・・・8月(前期実習者)又は12月(後期実習者)の1日

詳細日程については、掲示にて周知。

場所：大学教育研究センター内 講義棟ほか

持参：筆記用具、教育実習日誌

実習日誌は、学生会館書籍部にて4月初旬販売予定、各自購入しておくこと。

### 1 事前指導スケジュール

教育実習を行う4月に事前実習を行う。神戸市教育委員会や附属学校教諭の講義、実習に行く際の心構えや注意事項などを指導する。日程時間割については、3月下旬には掲示をするので確認しておくこと。

| 時限 | 指導項目              | 指導担当者        |
|----|-------------------|--------------|
| 5限 | 「ガイダンス」           | 教職専門委員会委員    |
| 5限 | 「人権について」          | 神戸市教育委員会     |
| 5限 | 「生徒指導について」        |              |
| 5限 | 「中学・高等学校教育の現状と課題」 |              |
| 5限 | 「教育課程について」        |              |
| 5限 | 「指導案・教材研究について」    | 附属明石・住吉中学校教員 |
| 5限 | 「教育実習の心構え」        |              |
| 5限 | 「学級経営と特別活動」       |              |
| 1日 | 附属中学校学校参観         |              |
| 5限 | 「学校参観研究発表」        | 教職専門委員会委員    |
| 5限 | 「授業案について研究発表」     |              |
| 5限 | 「レポート」作成          |              |

教育実習を希望する者は、『学生教育研究災害傷害保険』に加入した上で、『学生教育研究賠償責任保険』Bコースに加入することを義務づけている。事前指導時に説明する。

## 2 事後指導スケジュール

前期（5月～7月）で教育実習を行った学生は、8月（夏季休業中）に、  
後期（8月～10月）で教育実習を行った学生は、12月（冬季休業中）に行うので必ず出席すること。

| 時限 | 指導項目                      | 指導担当者                 |
|----|---------------------------|-----------------------|
| 3限 | 講 話                       | 附属中学校員及び<br>教職専門委員会委員 |
| 4限 | 実習生による討論・質疑及び発表<br>レポート作成 |                       |

## 3 事前・事後指導の欠席について

病気や怪我（診断書提出）あるいは親族の不慮の事故等やむを得ない事情により、教育実習事前・事後指導を欠席することとなる場合は、必ず事前に学務部学務課教務係へ届け出ること。

なお、無届けによる欠席、会社訪問やクラブ活動参加による欠席はもちろんのこと、掲示の見落としや不注意等の安易な理由により、欠席するような者に対しては、教育実習への参加を認めない。

また、教育実習は本実習と事前・事後指導から構成されており、あわせて単位認定がなされる。

スケジュール（実施時期・内容等）については、変更される場合もある。詳細については、学生センター及び各学部の掲示板で通知するので、見落としのないように注意すること。

# 教育実習先での一般的注意事項

## 1 実習日誌について

実習日誌は、実習校での実習を行うにあたって、実習期間中の行事、計画、日々の観察、反省、感想等を記録するためのものである。また、日誌も実習生の評価の対象となるので、しっかりと記録し、提出すること。

**実習日誌は、各自が神戸大学生協学生会館店で購入し、事前・事後指導に必ず持参すること。**  
表紙の学部指導教員は、自分のゼミの担当教員名を記入する。

(なお、ゼミの教員には事前指導総括の指導所見もお願いすることになるので、事前に確認しておくこと。)

## 2 日誌の内容と提出等について

### (1) 事前指導の記録と考察

毎時間、事前指導で行った内容や感想を記録していく。

### (2) 本実習にむけての課題の総括

事前指導を終え、実際に行う実習にむけての学習課題をまとめ、「指導所見」には大学の指導教員に見てもらい、本実習に臨むこと。

### (3) 実習期間中の日誌については、自分の観察・記録等毎日しっかり丁寧に記録し、実習校の指導教員の点検を受けておかなければならない。(鉛筆不可)

### (4) 教育実習を経験して自覚している教育研究上の課題

教育実習を終え、これからの大学での学習や課題について考察等をまとめる。実習最終日に記入しておくこと。

最終日に実習校より直接日誌の返却があった場合は、すみやかに学務部学務課教務係(学生センター内)に提出すること。学務部でチェック後、各学部の教務係へ送付するので、事後指導までに返却してもらっておくこと。

### (5) 指導案について、学務部への提出は研究授業のみでよい。実習日誌に貼り付けておくこと。

## 3 教育実習校に持参するもの

本実習に行く2週間前に学務部学務課教務係(学生センター内)で持参書類を用意しているので各自必ず取りに来ること。

### <持参書類>

- ・ 実習生用注意事項
- ・ 教育実習依頼書
- ・ 教育実習ご担当者宛
- ・ 教育実習評価表
- ・ 出席簿
- ・ 返信用封筒(各自で270円切手を用意)

#### 4 実習経費（謝礼金）について

教育実習における実習経費（謝礼金）は、原則として出身校の指示に従って、封筒に大学名、学部名、氏名、金額を記入し各自で納めること。（神戸大学では、各学生の個人負担としている。）

金額については、実習校によって異なるので、事前打ち合わせ等（実習1週間前）で確認しておくこと。金額の指定がない場合は、一週間につき五千円を納めること。

#### 5 研究授業の大学教員の訪問について

大学教員の訪問が必要な実習校もあるので、日誌に記入した学部指導教員（自分のゼミの担当教員）に学校訪問が可能か確認しておくこと。

#### 6 教育実習による授業の欠席について

教育実習関係で大学の授業に出席できないことを履修している授業の担当教員へ実習前に説明をし、欠席届を提出しておくこと。また、休んだ授業についてどのように対応してもらえるかを確認しておくこと。教育実習を受ける意味を充分認識し、事前・事後指導や教育実習に臨むこと。

#### 7 実習取り消しについて

実習申込み後にやむを得ない事情で参加できなくなった場合は、すみやかに学生センター（学務課教務係）へ申し出て、「教育実習辞退届」を提出すること。

なお、安易な理由での取り消しや実習直前の取り消し等は、実習校に対し多大な迷惑をかけるだけでなく、次年度以降の本学教育実習生の受け入れを断られる要因になるので認められない。

## 取得可能免許状及び単位数

表1 関係学部・学科等で取得可能な教育職員免許状の種類及び免許教科

| 学部           | 学科                             | 種類       | 教科               |
|--------------|--------------------------------|----------|------------------|
| 文学部          |                                | 中学校教諭一種  | 国語、社会、英語         |
|              |                                | 高等学校教諭一種 | 国語、地理歴史、公民、英語    |
| 国際文化学部       |                                | 中学校教諭一種  | 英語               |
|              |                                | 高等学校教諭一種 | 英語               |
| 発達科学部        | 人間行動学科                         | 中学校教諭一種  | 保健体育             |
|              |                                | 高等学校教諭一種 | 保健体育             |
|              | 人間表現学科                         | 中学校教諭一種  | 音楽、美術            |
|              |                                | 高等学校教諭一種 | 音楽、美術            |
|              | 人間環境学科                         | 中学校教諭一種  | 社会、数学、理科、家庭      |
|              |                                | 高等学校教諭一種 | 地理歴史、公民、数学、理科、家庭 |
| 経済学部(昼間主コース) |                                | 中学校教諭一種  | 社会               |
|              |                                | 高等学校教諭一種 | 公民               |
| 理学部          | 数学科                            | 中学校教諭一種  | 数学               |
|              |                                | 高等学校教諭一種 | 数学               |
|              | 物理学科<br>化学科<br>生物学科<br>地球惑星科学科 | 中学校教諭一種  | 理科               |
|              |                                | 高等学校教諭一種 | 理科               |
|              |                                |          |                  |
|              |                                |          |                  |
| 農学部          |                                | 中学校教諭一種  | 理科               |
|              |                                | 高等学校教諭一種 | 理科、農業            |
| 海事科学部        | 海事技術マネジメント課程                   | 高等学校教諭一種 | 商船               |
|              | 海上輸送システム課程<br>マリエンジニアリング課程     | 高等学校教諭一種 | 工業               |

表2 基礎資格及び最低必要単位数

| 所要資格<br>免許状<br>の種類 | 基礎資格            | 大学において修得することを必要とする最低単位数 |              |                  |
|--------------------|-----------------|-------------------------|--------------|------------------|
|                    |                 | 教科に関する<br>科目            | 教職に関する<br>科目 | 教科又は教職に<br>関する科目 |
| 中学校教諭一<br>種免許状     | 学士の学位を有<br>すること | 20                      | 31           | 8                |
| 高等学校教諭<br>一種免許状    | 学士の学位を有<br>すること | 20                      | 23           | 16               |

上記の表2に定める単位のほかに表4「文部科学省令で定める科目(教育職員免許法施行規則第66条の6)」を必ず修得しなければならない。

表3 教職に関する科目及び単位

| 教職に関する科目                          | 科目名      | 単位 | 必修科目                           |
|-----------------------------------|----------|----|--------------------------------|
| 教職の意義等に関する科目                      | 教職論      | 2  |                                |
| 教職の基礎理論に関する科目(6単位)                | 教育学概論    | 2  | 1科目選択<br>必修                    |
|                                   | 教育心理学    | 2  |                                |
|                                   | 青年心理学    | 2  |                                |
|                                   | 教育行政学    | 2  | 1科目選択<br>必修                    |
|                                   | 教育制度概説   | 2  |                                |
|                                   | 教育法規     | 2  |                                |
|                                   | 教育政策     | 2  |                                |
| 教職課程及び指導法に関する科目<br>(中学12単位、高校6単位) | 国語科教育論 A | 2  | 取得科目の<br>教育論(教育<br>法)4単位必<br>修 |
|                                   | 国語科教育論 B | 2  |                                |
|                                   | 国語科教育論 C | 2  |                                |
|                                   | 国語科教育論 D | 2  |                                |
|                                   | 社会科教育論 A | 2  |                                |
|                                   | 社会科教育論 B | 2  |                                |
|                                   | 社会科教育論 C | 2  |                                |
|                                   | 社会科教育論 D | 2  |                                |
|                                   | 地歴科教育論 A | 2  |                                |
|                                   | 地歴科教育論 B | 2  |                                |
|                                   | 地歴科教育論 C | 2  |                                |
|                                   | 地歴科教育論 D | 2  |                                |
|                                   | 公民科教育論 A | 2  |                                |
|                                   | 公民科教育論 B | 2  |                                |
|                                   | 公民科教育論 C | 2  |                                |
|                                   | 公民科教育論 D | 2  |                                |
|                                   | 数学科教育論 A | 2  |                                |
|                                   | 数学科教育論 B | 2  |                                |
|                                   | 数学科教育論 C | 2  |                                |
|                                   | 数学科教育論 D | 2  |                                |
|                                   | 理科教育論 A  | 2  |                                |
|                                   | 理科教育論 B  | 2  |                                |
|                                   | 理科教育論 C  | 2  |                                |
|                                   | 理科教育論 D  | 2  |                                |
|                                   | 英語科教育法   | 2  |                                |
|                                   | 音楽科教育論 A | 2  |                                |

|   |            |   |        |
|---|------------|---|--------|
|   | 音楽科教育論 B   | 2 |        |
|   | 音楽科教育論 C   | 2 |        |
|   | 音楽科教育論 D   | 2 |        |
|   | 美術科教育論 A   | 2 |        |
|   | 美術科教育論 B   | 2 |        |
|   | 美術科教育論 C   | 2 |        |
|   | 美術科教育論 D   | 2 |        |
|   | 保健体育科教育論 A | 2 |        |
|   | 保健体育科教育論 B | 2 |        |
|   | 保健体育科教育論 C | 2 |        |
|   | 保健体育科教育論 D | 2 |        |
|   | 家庭科教育論 A   | 2 |        |
|   | 家庭科教育論 B   | 2 |        |
|   | 家庭科教育論 C   | 2 |        |
|   | 家庭科教育論 D   | 2 |        |
|   | 農業科教育論 A   | 2 |        |
|   | 農業科教育論 B   | 2 |        |
|   | 農業科教育論 C   | 2 |        |
|   | 農業科教育論 D   | 2 |        |
|   | 商船科教育論 A   | 2 |        |
|   | 商船科教育論 B   | 2 |        |
|   | 商船科教育論 C   | 2 |        |
|   | 商船科教育論 D   | 2 |        |
|   | 工業科教育論 A   | 2 |        |
|   | 工業科教育論 B   | 2 |        |
|   | 工業科教育論 C   | 2 |        |
|   | 工業科教育論 D   | 2 |        |
|   | 道德教育の研究    | 2 | 1 科目選択 |
|   | 道德教育論      | 2 | 必修     |
|   | 特別活動指導法    | 2 |        |
|   | 授業システム論    | 2 |        |
|   | 教育方法学      | 2 | 1 科目選択 |
|   | 学習指導論      | 2 | 必修     |
| 生徒指導, 教育相談及び<br>進路指導等に関する科目<br>( 4 単位 ) | 生徒指導論      | 2 | 1 科目選択 |
|   | 生活指導論      | 2 | 必修     |
|   | 生徒指導論      | 2 | 1 科目選択 |
|   | 相談心理学      | 2 | 必修     |

|                               |          |   |               |
|-------------------------------|----------|---|---------------|
| 総合演習                          | 総合演習     | 2 |               |
| 教育実習<br>教育実習<br>(中学5単位、高校3単位) | 事前・事後指導  | 1 | 取得免許の<br>実習必修 |
|                               | 中学校教育実習  | 2 |               |
|                               | 中学校教育実習  | 4 |               |
|                               | 高等学校教育実習 | 2 |               |

必修科目 中学校 1種免許必修科目  
各教育論（教育法）は、2科目選択必修

**表 4 文部科学省令で定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6）**

| 文部省令の科目           | 必要単位数 | 開講科目名          | 備考       |
|-------------------|-------|----------------|----------|
| 日本国憲法             | 2     | 日本国憲法          | 全学共通授業科目 |
| 体 育               | 2     | 各学部が指定した<br>科目 |          |
| 外国語コミュニケーション      | 2     | 各学部が指定した<br>科目 |          |
| 情報機器の操作<br>に関する科目 | 2     | 各学部が指定した<br>科目 |          |

**教科に関する科目は、各学部の学生便覧等で確認すること。**

## 編入学生の教職課程の履修について

編入学生は、教育実習に行くまでに必要な単位の修得などに難しい面があるので、卒業時までに取りえない場合がある。各学部教務係等に相談すること。

また、既修得の授業科目（単位）の教員免許状取得のための摘要可否の確認、認定等については、各所属学部において確認しておくこと。

### （１）４年制大学からの編入学生

#### A 出身大学が課程認定大学の場合

取得希望教科について課程認定大学からの編入学生は、その教科の教員免許状取得に必要な「教職に関する科目」「教科に関する科目」「教科又は教職に関する科目」「第66条の6に規定する科目」の単位のうち、不足する単位について修得すること。

取得希望教科について課程認定を受けていない大学からの編入学生は、その教科の教員免許状取得に必要な「教科に関する科目」はすべて修得すること。

また、「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」「第66条の6に規定する科目」の単位のうち、不足する単位について修得すること。

出身大学で修得した単位修得証明書を取り寄せ、各学部の教務で確認しておくこと。

#### B 出身大学が課程認定大学でない場合

教員免許状取得に必要な科目をすべて修得すること。

### （２）高等専門学校からの編入学生

教員免許状取得に必要な科目をすべて修得すること。

また、教育実習に行くにあたり、高等学校を希望する者については、別校種学校（出身中学校）への実習を行うか（ - 3の（キ）を参照）又は、近隣の高等学校を各自で探さなければならない。

# 介護等体験について

## 1 「介護等体験」とは

平成10年4月(1998年)入学者から、小学校及び中学校教諭の免許状を取得しようとする場合は、特殊教育諸学校及び社会福祉施設において、7日以上の「介護等体験」をすることが義務づけられた。

「介護等体験」は、障害者、高齢者等に対する介護、介助、及びこれらの者との交流等を行う内容となっている。また、介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付添いなど交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった受け入れ施設の職員に必要とされる業務の補助などの幅広い体験もある。

神戸大学の場合、特殊教育諸学校は神戸大学発達科学部附属養護学校で行い、社会福祉施設は兵庫県社会福祉協議会に申込み、関係の社会福祉施設において体験実習を行っている。

原則として教育実習に行く前の学年(3年次)で実施し、日数は特殊教育諸学校で2日間、社会福祉施設で5日間のあわせて7日間の体験実習となる。

## 2 介護等体験実施の全体スケジュール

介護等体験の申込みからオリエンテーション等のスケジュールは次表の通り。

オリエンテーションや実施日程等の情報は、各学部又は学生センターに掲示されるのでチェックしておくこと。

| 2年次介護等体験(前期実施分申込み) |   |
|--------------------|---|
| 11月下旬              | 介護等体験(前期)申込み説明会及び用紙配布。<br>(昼休みに実施予定、詳細については掲示する。)   |
| 12月中旬              | 申込み締め切り<br>掲示でお知らせ  |
| 3月初旬               | オリエンテーション(前期)日程掲示。  |
| 3年次                |   |
| 4月初旬               | 社会福祉施設及び附属養護学校の施設及び実施日掲示。<br>社会福祉施設決定の「事前連絡事項」を配布。<br>介護等体験ガイドブックを学生会館書籍部で購入。<br>(オリエンテーション時に持参すること。) |
| 4月中旬               | 介護等体験オリエンテーション(前期)<br>大学の健康診断を各自済ませておくこと。   |
| 5月～<br>11月         | 社会福祉施設による介護等体験実施(5日間)   |
| 5月～<br>1月          | 附属養護学校による介護等体験実施(2日間)<br>2つの施設体験で計7日間<br>体験終了後、「体験記録」と「終了証明書」を学生センター(学務課教務係)へ提出。                      |

| 3年次介護等体験（後期実施分申込み） |  | 編入生対象 |
|--------------------|--|-------|
| 6月中旬               | 介護等体験（後期）申込み説明会及び用紙配布。<br>（昼休みに実施予定、詳細については掲示する。）                                    |       |
| 7月中旬               | 申込み締め切り  |       |
| 10月初旬              | オリエンテーション（後期）日程掲示。<br><br>社会福祉施設及び附属養護学校の施設及び実施日掲示。                                  |       |
| 10月末               | 社会福祉施設決定の「事前連絡事項」を配布。<br>介護等体験ガイドブックを学生会館で購入。<br>（オリエンテーション時に持参すること。）                |       |
| 11月初旬              | 介護等体験オリエンテーション（後期）   |       |
| 12月～<br>翌年2月       | 社会福祉施設による介護等体験実施（5日間）  |       |
| 12月～<br>翌年3月       | 附属養護学校による介護等体験実施（2日間）<br>2つの施設体験で計7日間<br>体験終了後、「体験記録」と「終了証明書」を学生センター<br>（学務課教務係）へ提出。 |       |

### 3 注意事項

- (ア) 介護等体験申込み時に、社会福祉施設体験費用として1万円徴収する。申込み後、体験取り消しした場合、返金はない。また、体験費用の他に受け入れ施設によりその他行事等で必要なときは、徴収される場合があるので、体験施設決定時に配布する事務連絡事項を確認すること。
- (イ) 「介護等体験」を希望する者は、『学生教育研究災害傷害保険』に加入した上で、『学生教育研究賠償責任保険』Bコースに加入することを義務づけている。オリエンテーション時に説明する。
- (ウ) 社会福祉施設での介護等体験では健康診断書の提出をしなければならないので、4月に実施される大学での健康診断を必ず受診すること。  
5月に社会福祉施設での介護等体験がある場合は、学部や学年で指定された健康診断日程ではなく、一番早い時期の健康診断を受診すること。その際、保健管理センターに介護等体験に必要な旨を伝え、診断書を早く出してもらうように申し出ること。
- (エ) 大学で行うオリエンテーションは、必ず出席すること。欠席の場合は、介護等体験に参加できないものとする。
- (オ) 各施設で交付された「介護等体験終了証明書」2枚は、免許状取得申請時に必要となるので、各自で保管すること。再交付はされない。教員免許状申請に必要である。
- (カ) 介護等体験は、小中学校免許を取得のための必須実習である。個人的な事情で実習取り消しはできないので、安易な気持ちで申込みをしないこと。
- (キ) 申込み後に取り消した場合、再度介護等体験の申込みをすることはできない。

## 教育職員免許状申請手続きについて

原則として大学から兵庫県教育委員会に一括申請をする。手続きの詳細については、4年次の12月頃に各学部で掲示するので注意すること。

### 一括申請（通常、この方法で申請をする）

一括申請は、卒業見込み者が大学を通じて兵庫県教育委員会に行う手続きである。

#### <申請手続き>

取得見込み者は、12月頃に各学部から申請締め切り日や申込み方法が掲示される。各学部で手続きをすること。

#### <申請必要書類>

- ・ 教育職員免許状授与申請書・誓約書（兵庫県収入証紙 3300円分必要）
- ・ 卒業並びに単位修得証明書
- ・ 介護等体験終了証明書 2枚（中学校免許状取得者のみ）

注）申請書類等は、必ず戸籍謄本通りの漢字氏名を記入すること。

### 個人申請

個人申請は、過年度卒業生（科目等履修生や聴講生等）や一括申請手続きをしなかった者の手続きである。申請時期は、資格取得後であればいつでもよい。

#### <申請手続き>

各自教育委員会（原則として居住地の都道府県）に申し出て、申請書類の交付を受け指示通り書類の提出・申請手数料の納入を行う。

兵庫県教育委員会のホームページ（<http://sinsei.pref.hyogo.jp/download/category.php>）に申請方法等について載っているが、念のため所属学部に申請について確認しておくこと。

## 問い合わせ一覧

事前・事後指導，教育実習，介護等体験の手続きなど，教育職員免許状の取得に関する一般的な事項についての不明な点は，以下の担当係まで問い合わせること。

### 担当係名

### 連絡先

学務部学務課教務係（学生センター内） 078 - 803 - 5204

教科・教職の科目等履修関係について不明な点は，以下の所属学部へ問い合わせること。

### 各学部・教務担当係名

### 連絡先

|              |                  |
|--------------|------------------|
| 文学部 教務学生係    | 078 - 803 - 5595 |
| 国際文化学部 教務学生係 | 078 - 803 - 7530 |
| 発達科学部 教務係    | 078 - 803 - 7920 |
| 経済学部 教務係     | 078 - 803 - 7250 |
| 理学部 教務学生係    | 078 - 803 - 5767 |
| 農学部 教務学生係    | 078 - 803 - 5928 |
| 海事科学部 教育支援係  | 078 - 431 - 6224 |

### （注 意）

この『教職課程ハンドブック』は、入学時にのみ配布され、在学期間中使用するので、大切に保管すること。

開講科目及び内容などについては、変更することがあるので、所属学部の履修に関する手引き書や掲示などに注意すること。

授業時間割表、シラバスは改めて配布します。